

平成27年
8月1日から

今月のフォーカス ②

介護サービス 一定以上の所得のある方は2割負担に

■問合せ
健康福祉課介護保険グループ
☎74-3001

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただくことが必要です。この利用者負担について、これまでは所得にかかわらず一律にサービス費用の1割としていましたが、団塊の世代のみなさんが75歳以上となる2025年以降にも持続可能な制度とするため、65歳以上の方（第1号被保険者）のうち、一定以上の所得がある方には、サービス費の2割をご負担いただくこととなります。見直しにあたって、その内容と利用者負担の判定についてお知らせします。